○厚生労働省令第十八号

薬剤師法施行令 (昭和三十六年政令第十三号)第三条及び第十一条の規定に基づき、 薬剤師法施行規則の

一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十一年三月一日

厚生労働大臣 根本 匠

薬剤師法施行規則の一部を改正する省令

薬剤師法施行規則 (昭和三十六年厚生省令第五号) の一部を次のように改正する。

様式第一を次のように改める。



収 入 印 紙

薬剤師免許申請書

1	年	月施行第	回薬剤師国家試験合格		
			(受験地) 合格証書番号第	号

- 2 成年被後見人又は被保佐人ではありません。
- 3 罰金以上の刑に処せられたことはありません。(あるときは、その罪、刑及び刑の確 定年月日)
- 4 薬事に関し犯罪又は不正の行為を行つたことはありません。(あるときは、違反の事 実及び年月日)
- 5 旧姓併記の有無。(有の場合は希望する旧姓) 有・無

上記により、薬剤師免許を申請します。

年 月 日 本 籍 (国籍) 住 所 ふりがな 氏 (男・女) 名 (EII) 年 月 日生 () 電 話

厚生労働大臣 殿

(注意)

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
- 2 字は、墨、インク等を用い、楷書ではつきりと書くこと。
- 3 収入印紙には、消印をしないこと。
- 4 領収証書は、裏面に貼ること。
- 5 氏名については、記名押印又は自筆による署名のいずれかにより記載すること。

薬剤師名簿登録番号	厚生労働大臣	年 月 日	あることを証明する。 薬剤師法(昭和三十五年法律第百四十六号)により免許された薬剤師で	年	氏名	本籍地都道府県名(国籍)	薬剤師免許証
	卸		た薬剤師で	月日生			

備考 て記載する。 免許の申請時等に旧姓の併記の希望があつた場合には、 氏名と併せ

薬剤師免許証書換交付申請書

- 1 登録の年月日
- 2 薬剤師名簿登録番号
- 3 書換交付申請の理由
- 4 旧姓併記の有無。(有の場合は希望する旧姓) 有・無

上記により、薬剤師免許証の書換交付を申請します。

厚生労働大臣 殿

(注意)

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
- 2 字は、墨、インク等を用い、楷書ではつきりと書くこと。
- 3 収入印紙には、消印をしないこと。
- 4 氏名については、記名押印又は自筆による署名のいずれかにより記載すること。

附則

(施行期日)

1 この省令は、平成三十一年六月一日から施行する。

(経過措置)

2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により

使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

3 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用すること

ができる。